

12 の 2—6 法第 12 条の 2 第 3 項に規定する相当の期間とは、次の表の第 1 欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げるものをいう。

経済連携協定	相当の期間
オーストラリア協定	30 日

(我が国税関職員の立会いの下での輸出者の事務所等への立入、検査等の協定相手国の権限ある当局に対する要請についての回答期限)

12 の 2—7 法第 12 条の 2 第 4 項に規定する相当の期間とは、次の表の第 1 欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げるものをいう。

経済連携協定	相当の期間
メキシコ協定	20 日
マレーシア協定	30 日
チリ協定	30 日
タイ協定	30 日
インドネシア協定	30 日
ブルネイ協定	30 日
アセアン包括協定	30 日
フィリピン協定	30 日
ベトナム協定	30 日
インド協定	30 日
ペルー協定	30 日
モンゴル協定	30 日

(関税の譲許の便益の適用を受けるための要件を満たさない場合等における否認規定)

12 の 2—8

- (1) 法第 12 条の 2 第 5 項第 1 号に規定する「当該譲許の便益の適用を受けるための要件を満たしていないとき。」とは、次の表の第 1 欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる規定によるものをいう。

締約国原産地証明書等	関税上の特惠待遇の否認の規定
シンガポール協定原産地証明書	シンガポール協定第 30 条
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア協定第 45 条 1

チリ協定原産地証明書	チリ協定第 49 条 1
タイ協定原産地証明書	タイ協定第 45 条 1
インドネシア協定原産地証明書	インドネシア協定第 45 条 1
ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ協定第 42 条 1
アセアン包括協定原産地証明書	アセアン包括協定附属書 4 第 8 規則 1
フィリピン協定原産地証明書	フィリピン協定第 45 条 1
スイス協定原産地証明	スイス協定附属書 2 第 4 節第 21 条 4
ベトナム協定原産地証明書	ベトナム協定附属書 3 第 8 規則 1
インド協定原産地証明書	インド協定附属書 3 第 8 規則 1
ペルー協定原産地証明	ペルー協定第 61 条 4
オーストラリア協定原産地証明書及びオーストラリア協定原産品申告書	オーストラリア協定第 3・23 条 1(a)
モンゴル協定原産地証明書	モンゴル協定第 3・20 条 1

- (2) 法第 12 条の 2 第 5 項第 2 号に規定する「当該貨物を輸入する者が当該譲許の便益の適用を受けるために必要な手続をとらないとき。」とは、次の表の第 1 欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる規定によるものをいう。

締約国原産地証明書等	関税上の特惠待遇の否認の規定
シンガポール協定原産地証明	シンガポール協定第 30 条
メキシコ協定原産地証明	メキシコ協定第 40 条 2
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア協定第 45 条 1
チリ協定原産地証明書	チリ協定第 49 条 1
タイ協定原産地証明書	タイ協定第 45 条 1
インドネシア協定原産地証明書	インドネシア協定第 45 条 1
ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ協定第 42 条 1
アセアン包括協定原産地証明書	アセアン包括協定附属書 4 第 8 規則 1
フィリピン協定原産地証明書	フィリピン協定第 45 条 1
スイス協定原産地証明	スイス協定附属書 2 第 4 節第 21 条 4
ベトナム協定原産地証明書	ベトナム協定附属書 3 第 8 規則 1
インド協定原産地証明書	インド協定附属書 3 第 8 節 1
ペルー協定原産地証明	ペルー協定第 61 条 4
オーストラリア協定原産地証明書	オーストラリア協定第 3・23 条 1(b) 及び (d)
オーストラリア協定原産品申告	オーストラリア協定第 3・23 条 1(b) 及

書	び(e)
モンゴル協定原産地証明書	モンゴル協定第3・20条1

- (3) 法第12条の2第5項第3号に規定する「第一項第二号の質問又は求めを行った場合において、当該質問又は求めを受けた者が、第二項の規定により定めた期間内に、当該質問に対する回答若しくは当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該質問に対する回答若しくは当該求めに対し提供した資料が十分でないとき」とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。

締約国原産地証明書等	関税上の特惠待遇の否認の規定
メキシコ協定原産地証明	メキシコ協定第44条3及び8
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア協定第45条3(a)及び(c)
チリ協定原産地証明書	チリ協定第49条3(a)及び(c)
タイ協定原産地証明書	タイ協定第45条3(a)及び(c)
インドネシア協定原産地証明書	インドネシア協定第45条3(a)及び(c)
ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ協定第42条3(a)及び(c)
アセアン包括協定原産地証明書	アセアン包括協定附属書4第8規則2(a)及び(c)
フィリピン協定原産地証明書	フィリピン協定第45条3(a)及び(c)
スイス協定原産地証明	スイス協定附属書2第5節第25条7
ベトナム協定原産地証明書	ベトナム協定附属書3第8規則2(a)及び(c)
インド協定原産地証明書	インド協定附属書3第8節2(a)及び(c)
ペルー協定原産地証明	ペルー協定第66条7(b)
オーストラリア協定原産地証明書	オーストラリア協定第3・23条1(b)、(c)及び(d)
オーストラリア協定原産品申告書	オーストラリア協定第3・23条1(b)、(c)及び(d)
モンゴル協定原産地証明書	モンゴル協定第3・20条3(a)及び(c)

- (4) 法第12条の2第5項第4号に規定する協定相手国に対し、検査への同意を求めた場合において、当該協定相手国又は輸出者等が検査を拒んだとき又は定めた期間内に回答をしないときとは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。

締約国原産地証明書等	関税上の特惠待遇の否認の規定
------------	----------------

オーストラリア協定原産地証明書及びオーストラリア協定原産品申告書	オーストラリア協定第3・23条1(c)
----------------------------------	---------------------

- (5) 法第12条の2第5項第5号に規定する我が国税関職員の立会いの下での輸出者の事務所等への立入、検査等の協定相手国の権限ある当局に対する要請について、定めた期間内に回答しないとき、当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該求めに対し提供した資料が十分でないときとは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。

締約国原産地証明書等	関税上の特惠待遇の否認の規定
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア協定第45条3(b)
チリ協定原産地証明書	チリ協定第49条3(b)
タイ協定原産地証明書	タイ協定第45条3(b)
インドネシア協定原産地証明書	インドネシア協定第45条3(b)
ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ協定第42条3(b)
アセアン包括協定原産地証明書	アセアン包括協定附属書4第8規則2(b)
フィリピン協定原産地証明書	フィリピン協定第45条3(b)
スイス協定原産地証明	スイス協定附属書2第5節第25条8
ベトナム協定原産地証明書	ベトナム協定附属書3第8規則2(b)
インド協定原産地証明書	インド協定附属書3第8節2(b)
ペルー協定原産地証明	ペルー協定第66条7(b)
オーストラリア協定原産地証明書及びオーストラリア協定原産品申告書	オーストラリア協定第3・23条1(c)及び(d)
モンゴル協定原産地証明書	モンゴル協定第3・20条3

- (6) 法第12条の2第5項第6号に規定するその他経済連携協定に定める事項に該当するときとは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。

締約国原産地証明書等	関税上の特惠待遇の否認の規定
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア協定第45条2
チリ協定原産地証明書	チリ協定第49条2
タイ協定原産地証明書	タイ協定第45条2
インドネシア協定原産地証明書	インドネシア協定第45条2
ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ協定第42条2

フィリピン協定原産地証明書	フィリピン協定第 45 条 2
---------------	-----------------

(7) 上記(1)から(6)までの特惠待遇の否認に係る規定は、前記 12 の 2—2 に規定する輸入された貨物のほか、輸入される貨物についても適用されるので留意する。

(原産品についての確認の相手方となった者)

12 の 2—9 法第 12 条の 2 第 6 項に規定する確認の相手方となった者とは、次の表の第 1 欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる規定によるものをいう。

締約国原産地証明書等	相手方の規定
メキシコ協定原産地証明書	メキシコ協定第 44 条 22
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア協定第 45 条 4
チリ協定原産地証明書	チリ協定第 49 条 4
タイ協定原産地証明書	タイ協定第 45 条 4
インドネシア協定原産地証明書	インドネシア協定第 45 条 4
ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ協定第 42 条 4
アセアン包括協定原産地証明書	アセアン包括協定附属書 4 第 8 規則 3
フィリピン協定原産地証明書	フィリピン協定第 45 条 4
ベトナム協定原産地証明書	ベトナム協定附属書 3 第 8 規則 3
インド協定原産地証明書	インド協定附属書 3 第 8 節 3
ペルー協定原産地証明書	ペルー協定第 66 条 6
オーストラリア協定原産地証明書及びオーストラリア原産品申告書	オーストラリア協定第 3・21 条 4
モンゴル協定原産地証明書	モンゴル協定第 3・20 条 4

## 第 17 節 沖縄県から出域する旅客の携帯品に係る関税の免除

(承認小売業者の承認申請手続き等)

14—1 法第 14 条に規定する小売業者（以下この節において「小売業者」という。）の承認は、次により行う。

- (1) 小売業者の承認に関する事務は、法第 14 条第 1 項の旅客が輸入する物品（以下この節において「特定販売物品」という。）の小売販売場の所在地を管轄する税関官署の保税地域の監督を担当する部門において行う。
- (2) 令第 39 条第 1 項の規定による小売業者の承認申請は、「小売業者承認申請書」(P—9600) 2 通（原本、承認書用）を提出させることにより行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち 1 通（承認書用）に承認印を押